#### 期中の評価個表

事 業 名	水源林造成事業	事業計画期間	S40~H102(最長125年間)
事業実施地区名	まくごがおこういきりゅういき 筑後川広域流 域 30~49年経過分	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所

# 事業の概要・目的

筑後川広域流域は、有数の林業地である日田地方や日田林業の流れをくみ 「サシスギ」で知られる八女林業地帯を形成するとともに、有数の穀倉地帯 である筑紫平野、また、河口部には福岡市を中心とした福岡都市圏が広がっ ている。しかし、過去には、平成3年9月27日に発生した台風19号(大分県西 北部の森林を中心に、風倒、折損木等の被害が多発し、大分県内で22,000haを超える未曾有の森林被害をもたらした)のような自然災害も発生している ほか、近年では、シカ森林被害の拡大も問題となっており、事業の実行に当たっては、シカ害防除を図りつつ計画的な造林を図ることが重要となってい 当事業は、温暖で降水量が多い当該流域内の福岡県久留米市外20市町の 民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養するため、独立行 政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。

具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、 粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって 造林地所有者及び造林者と分収造林契約を締結し、新植・下刈・除伐・保育 間伐など森林整備のための費用負担及び適切な間伐の推進など造林者に対し 事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。 ・主な事業内容:契約件数 206件、事業対象区域面積 3,076ha

- · 総事業費: 14,900,991千円

#### ① 費用対効果分析の 算定基礎となった 要因の変化等

当事業の費用対効果分析における主な効果は、水源涵養便益であり は植栽や保育により森林を造成し、洪水防止、流域貯水、水質浄化に寄与す る効果である。また、山地保全便益については、森林を造成し土砂流出や山 腹崩壊等の防止に寄与する効果である。

現時点における30年経過分の造林地の費用対効果分析の結果は以下のとお りである。

総便益(B) 455, 172千円 総費用(C) 280,298千円 分析結果(B/C) 1.62

 森林・林業情勢。 農山漁村の状況そ の他の社会経済情 勢の変化

当該流域が属する福岡県、佐賀県及び大分県における民有林の未立木地面 積は、昭和45年の53,017haから一貫して減少傾向にあるが、平成24年におい ては34,591haであり、引き続き森林造成が必要である。

また、これらの県における私有林の不在村者所有森林面積は、 昭和45年の 61,161haから平成17年の134,858haと増加傾向にあり、林業就業者は、昭和 45年の5,126人から平成22年の3,437人と減少し、平成22年の65歳以上の割合 は17%と高齢化も進行している。さらに、木材生産額は、昭和46年の50,818 百万円から平成22年の11,520百万円と減少している。これらのことから、地 域の森林の管理水準の低下が危惧される。

こうした中、水源林造成事業については、水源涵養機能等の向上を図りな その実施を通じ、地域の雇用にも貢献してきたところであり、事業地 が間伐期を迎える中、路網の整備による搬出間伐にも努め、地域の木材供給 にも貢献できるよう取り組むこととしている。

#### ③ 事業の進捗状況

30年経過分の造林地の樹種の面積割合は、スギが約53%、ヒノキが約47%

となっている。 植栽木は、干害やシカ害等により生育が遅れている区域が一部(面積割合3 %) あるものの全体的には順調に生育している。

④ 関連事業の整備 状況	当該流域が属する福岡県、佐賀県及び大分県では、以下のとおり森林整備を進めることとしている。 【福岡県:福岡県森林・林業基本計画(平成25年3月)】 「森林の世代サイクルを回復」、「経営感覚に優れた担い手を育成」、「森林の持つ公益的機能を計画的に保全」 【佐賀県:・佐賀県総合計画2011(平成23年10月)】 「針広混交林化などの健全で多様な森林づくりの推進」、「森林の公益的機能の維持・向上」、「荒廃した山地の早期復旧・整備による災害の未然防止」、「林内路網の計画的な整備を推進し、森林整備の効率的な推進」 【大分県:第5次大分県緑化基本計画(平成25年3月)】 「指定された保安林の適正な施業の指導を強化し、保安林機能の資質向上を図る」、「自然条件や地域特性に応じた、長伐期施業、複層林化、広葉樹林化など多様な森林づくりを推進」 こうした中で水源林造成事業地では、関係県の森林・林業施策との連携を図りつつ、多様な森林整備、間伐や路網整備を通じ、流域内のダム水源や簡易水道水源などとしての水源涵養機能等の発揮に一定の役割を果たしている。
⑤ 地元(受益者、地 方公共団体等)の 意向	植栽地は順調に成林しており、所在市町及び契約相手方(造林地所有者、 造林者)は水源涵養等の機能発揮への期待が大きく、引き続き適期の保育作 業の実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等 の可能性	費用対効果分析の結果から効率性は確保されているが、さらに、間伐の実施に当たっては、契約相手方(造林地所有者、造林者)の理解を得るなかで間伐木の選木及び間伐手法を工夫(列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等)することによりコスト縮減に努めることとしている。
⑦ 代替案の実現可能 性	該当なし。
第三者委員会の意見	費用対効果分析結果、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、事業コスト 縮減の取組等、事業の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能 を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。
評価結果(案)及び 事業の実施方針	・必要性: 本事業は、奥地水源地域において、水源涵養機能等の発揮の観点から、森林所有者の主体性に任せていては、森林の造成、整備が進まないおそれがある箇所で実施するものである。 当該地は、温暖で降水量が多い本流域の奥地条件不利地域等において、健全な森林の育成に向けた取り組みが計画的に行われていることから、引き続き水源林造成事業による事業の必要性が認められる。
	・効率性: 費用対効果分析結果の他、間伐の実施に当たっては、契約相手方(造林地所有者、造林者)の理解を得るなかで間伐木の選木及び間伐手法を工夫(列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等)することによりコスト縮減に努めており、事業の効率性が認められる。
	・有効性: 植栽木は順調な生育を示しており、水源涵養などの水土保全機能を着実に発揮している上、地域雇用への貢献や木材供給といった効果もあり、事業の有効性が認められる。
	事業の実施方針 : 継続が妥当。

## 便益集計表

事 業 名 :水源林造成事業 施行箇所:筑後川広域流域 30年経過契約地 (単位:千円)

心口固力・ガスハロスの	7						\ <del>+</del>  -2 ·	1 1 3/
大区分	中区分	評価額			備	考		
水源涵養便益	洪水防止便益	127,108						
	流域貯水便益	40,422						
	水質浄化便益	103,440						
山地保全便益	土砂流出防止便益	140,558						
	土砂崩壊防止便益	2,134						
環境保全便益	炭素固定便益	37,721						
木材生産等便益	木材生産確保・増進便益	3,789						
総 便 益 (B)		455,172						
総費用(C)		280,298	千円					
費用便益比	B÷C=	455,172	_	1.62				
	B-C-	280,298	_					

### 平成26年度水源林造成事業評価(期中の評価)対象広域流域



